

改正

平成19年6月25日告示第55号

平成21年1月23日告示第7号

平成23年3月30日告示第42号

平成24年4月1日告示第26号

平成26年3月31日告示第42号

平成28年12月28日告示第133号

函南町工事等希望型一般競争入札要領

(主旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び函南町財務規則（平成10年函南町規則第11号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき、町が行う競争入札のうち工事等希望型一般競争入札（以下「入札」という。）を施行するための手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事等希望型一般競争入札」とは、入札参加者の範囲に関する一定の発注規準に基づき、入札参加者を募り、入札参加要件を満たした者を入札者として行う一般競争入札をいう。

(対象)

第3条 入札の対象は、次に掲げる工事等とする。ただし、緊急対応工事、関連工事及び特殊工事は、除くものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 測量
- (6) 建築関係建設コンサルタント業務
- (7) 土木関係建設コンサルタント業務
- (8) 地質調査業務

- (9) 補償関係コンサルタント業務
 - (10) その他町長が特に認めた業種に係る工事等
- (発注基準)

第4条 発注基準は、建設工事等競争入札参加者の格付及び選定要領（平成25年函南町訓令乙第5号）及び競争入札に参加する者に必要な資格（昭和59年函南町告示第17号）に基づくものとする。

(公告)

第5条 入札の公告は、財務規則第156条の規定に基づき、次の各号により行うものとする。

- (1) 公告は、入札公告（様式第1号）によること。
 - (2) 公告を行う場所等は、役場庁舎前の掲示板、町ホームページ等とすること。
- (入札に参加する者に必要な条件)

第6条 入札に参加する者に必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 町に対象工事の工種又は建設コンサルタント業務の業種に係る競争入札参加資格の登録をしている者
- (3) 対象工事に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める技術者、現場代理人等必要な人員を配置できる者
- (4) 函南町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成12年函南町告示第19号）に基づく入札参加停止の期間でない者
- (5) 前各号に定めるもののほか、対象工事等に係る要件を別途定める場合には、その要件を満たす者

(設計図書の閲覧及び貸出し)

第7条 設計書、仕様書、図面、契約約款、入札心得等（以下「設計図書等」という。）は、総務部管財課において閲覧させ、又は設計図書貸出票（様式第2号）により希望者に貸し出すものとする。

- 2 設計図書等の貸出しは、2時間を限度とする。
- 3 設計図書等に対して質問がある場合は、発注担当課に文書にて問い合わせなければならない。

(現場説明)

第8条 町長は、特に必要があると認めるときは、現場説明を行うことができるものとする。

(入札参加申請の締切)

第9条 入札に参加しようとする者は、入札日の前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前

11時までに、工事等希望型一般競争入札参加申請書（様式第3号）によりFAX、電子メール又は直接申請しなければならない。

（参加資格の審査）

第10条 入札執行前に、入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加資格却下通知書（様式第4号）により、入札参加申請書を提出した者に通知するものとする。

（入札の執行）

第11条 入札は、第5条の規定による公告ごとに執行するものとする。

2 入札回数は2回を限度とし、落札者がいない場合は不調とする。なお、不調となった場合は、後日指名競争入札を実施する。

3 電報又は郵便による入札は、認めないものとする。

（公正な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- （2） 入札心得、現場説明書、公告及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- （3） 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加停止措置を受けて、落札決定時点において入札参加停止期間中である者等落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札
- （4） 前3号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

（技術者の配置）

第14条 町長は、落札者に対して、配置予定技術者等を当該工事の現場に配置させるよう措置するものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年 6 月25日告示第55号）

この要領は、平成19年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 1 月23日告示第 7 号）

この要領は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月30日告示第42号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 1 日告示第26号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日告示第42号）

この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月28日告示第133号）

1 この要領は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

2 この要領による改正は同日以降に入札の公告を行う工事等について適用し、同日前に行った入札はなお従前の例による。